

国への要請活動報告

- 1 期 日 平成28年7月23日
2 場 所 岐阜 野田 聖子事務所
3 参加者 組織部長 藤井 俊満 事務局長 松橋 慎吾
4 対応者 衆議院議員 野田 聖子様
5 内 容
・下記要望書及び基本調査冊子を提出し5点について要望した。
・岐阜県教育委員会への要望についても説明し、側面から応援していただけるようお願いをした。
・衆議院議員会館を訪問した際は、出張で懇談することはできなかつたが、別日に岐阜で懇談できるよう時間をとっていただき、学校現場の現状を伝えると共に、県教頭会としての思いを伝えた。

平成28年7月14日

衆議院議員
野田 聖子 様

岐阜県小中学校教頭会
会長 北川 量三

要 望 書

今日の社会環境等の急激な変化に伴い、県民の教育に対する願いや期待には、極めて大きなものがあります。貴職におかれましては、この県民の思いに応えるべく、本県教育の充実と発展のために多大のご尽力をいただいておりますことに、まずもって深く感謝申し上げます。私ども岐阜県小中学校教頭会に対しましても、日頃より格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、私たち教頭は、今年度も引き続き、『たくましく生きる児童生徒の育成』と、真に県民の期待に応えうる『信頼される学校づくり』のため、誠心誠意努力する覚悟であります。つきましては、よりよき本県教育の実現のためには、下記事項の教育諸条件の改善・充実が是非とも必要と考え、岐阜県小中学校教頭会の要望としてまとめました。諸般の厳しい事情もあろうかとは存じますが、何卒貴職の深いご理解と格別のご高配を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

記

- 1 「義務教育国庫負担制度」の負担率を当面は2分の1に復元するとともに、将来的には全額負担を実現すること
- 2 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（人材確保法）」を堅持すること
- 3 子どもたち一人一人へのきめ細かな教育を実行するため、全ての学校・全ての学級において36人以上の学級が解消となるとともに、30人学級の全学年での実現及びそのための次期定数改善計画を早急に確定し、教育課題に必要な定数改善を実施すること
- 4 少人数学級の実施については、加配定数によるものではなく、義務教育標準法を改正し、基礎定数の増員による全国一律の条件で実施すること
- 5 学校教育法37条に基づき教頭の未配置校の解消を図り、同条3項による特別な事情における事務職員不配置校規定を削除して、全ての学校に教頭と事務職員を配置すること